

# 西条市自治体サービスプラットフォーム実証事業

## 協力事業者募集要項

### 1 目的

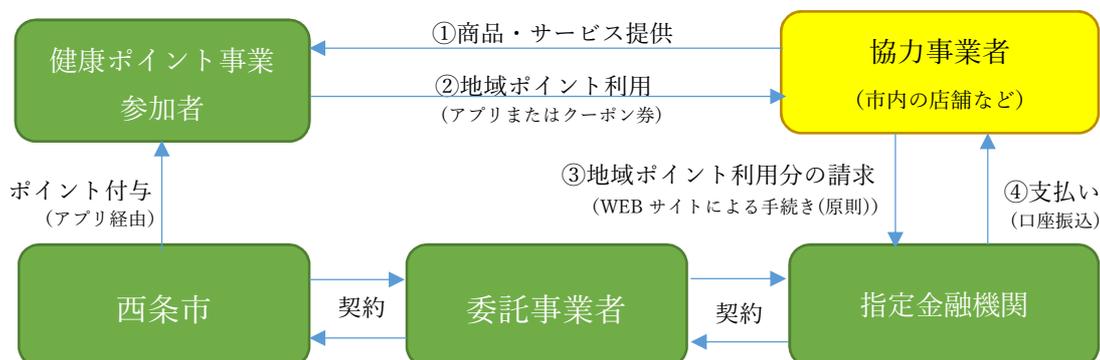
西条市では、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践する行動変容のきっかけとなるよう、健康増進インセンティブとなる「西条市わくわく健康ポイント事業」を2018年度から実施しています。

今年度、市民の健康意識のさらなる向上による医療費の適正化を図るとともに、健康ポイントを地元店舗で活用できる地域ポイントに変換することにより、地域経済の活性化に向けた事業の有効性等について検証を図ることとしており、地域ポイントを活用できる店舗として協力いただける事業者を募集します。

### 2 西条市わくわく健康ポイント事業概要

- (1) 気軽に運動を始めるきっかけづくりとして、活動量計等を活用し、ウォーキングや健康診断の受診等に取り組むことでポイントがたまり、それを市内で活用できる地域ポイントに交換することができる事業です。
- (2) 2020年度の事業参加者は1,000人を予定しており、協力いただける店舗の情報は、参加者に対しWebやメールなどを活用して広く周知を図ります。

#### 【事業イメージ図】



### 3 協力事業者の要件

(1) 市内に事業所（本店・支店は問わない。）があり、市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。

ただし、次の事業者を除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等

イ 西条市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者

エ 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者

オ 下記「4 提供商品・サービス等の要件」のうち「(3) 対象外商品」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

カ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としない店舗等の営業を行っている者

キ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者

ク その他市長が不適と認める者

(2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。

### 4 提供商品・サービス等の要件

「3 協力事業者の要件」を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が地域ポイントと交換できる商品・サービスとして適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。
- (2) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイントマイル、通信料金等）ではないもの
- (3) 対象外商品

次の商品等は対象外とする。

ア たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

イ 出資や金融商品、債務の支払い

ウ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関する支払い

オ 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む）

カ 現金との換金、金融機関への預け入れ

キ 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）

ク 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い

ケ 特定の宗教や政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの

コ 宝くじ

サ その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

- (4) 役務型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ・市内および市施設内にてサービスが提供されること。
- ・市内の地域資源を利用していること。
- ・安全性の配慮に努めること。

## 5 協力事業者として登録することの効果

- (1) 事業参加者向けWebサイトやメールを活用した協力店舗の情報提供。
- (2) 事業の活性化に向けた開催イベントへの出店。

## 6 募集期間

随時受付します。

※状況により受付を終了する場合は、市公式ホームページ等で改めて周知する予定です。

## 7 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、西条市ICT推進課へ持参または郵送にて提出してください。内容を審査の上、協力事業者として登録を行います。審査結果については市から通知します。なお、申請にかかる費用の一切は、協力事業者の負担とします。

- (1) 西条市自治体サービスプラットフォーム実証事業協力事業者登録申請書
- (2) 事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

## 8 協力事業者の登録取消

(1) 市は、登録された協力事業者が次のいずれかに該当した場合、継続が認められないとの判断に至った際は、当該協力事業者に対し、登録の取消を通知します。

- ア 本要項3および4に定める要件に適合しなくなったと認める場合
- イ 提出書類に虚偽があった場合
- ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合

(2) (1)の規定にかかわらず、協力事業者が倒産した場合は、市は通知せず、取り消しができるものとします。

## 9 商品・サービスの代金の支払いについて

商品・サービスの代金については、委託事業者である（株）NTTビジネスソリューションから支払われます。なお、委託事業者から別途案内のある手続きが必要となります。

## 10 その他の留意事項

(1) 協力事業者資格の有効期限は、令和3年（2021年）3月31日まで（認定された年度の翌年度末まで）とします。ただし、市のイメージを損なう事態を招いた場合は、市は期限内であっても登録を取り消すことがあります。

(2) 協力事業者は、本市が契約する委託事業者から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出して下さい。

(3) 決済に係るシステムのトラブル等に関しては、速やかに市および委託事業者へ報告してください。

(4) 地域ポイントと商品・サービスの交換や、地域ポイントの請求（現金化）の処理は、委託事業者が提供するシステムを利用することが原則のため、事業者にはインターネット接続が可能な環境（パソコン、スマートフォンなど）があることが望ましい。

(5) この募集要項に定めるもののほか、協力事業者募集に関して必要な事項は、市が別に定めます。

#### 1.1 今後のスケジュール

今後のスケジュールは以下の通りです。

令和2年度（2020年度）

	西条市	協力店舗
令和2年4月1日（水） ～11月30日（月）	わくわく健康ポイント事業ポイント付与	
5月1日（金）	協力店舗募集要項に関する広報誌への掲載	
5月上旬～6月30日 （火）	協力店舗受付期間	申込書類の作成・提出
6月●日、●●日 7月●日、●●日 ※複数日設定	協力店舗向け詳細説明会の開催	説明会への参加
8月1日（土） ～令和3年1月31日 （日）	地域ポイントの利用	決済処理、請求処理
令和3年3月31日（水）	事業終了	請求期限

#### 1.2 申込み・問い合わせ先

西条市ICT推進課

（担当） 三崎、渡部、田中

〒793-8601 西条市明屋敷164（庁舎新館5F）

TEL：0897-52-1247 FAX：0897-52-1200

Mail：ictsuishin@saijo-city.jp